

長崎市監査公表第7号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年6月27日

長崎市監査委員 柴原慎一
同 三谷利博
同 奥村修計
同 林広文

1 監査の種類

包括外部監査（令和2年3月23日付 長崎市監査公表第4号）

2 監査の期間

平成31年4月1日から令和2年3月23日まで

3 監査のテーマ

農林水産業の振興施策に関する事務の執行について

4 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	水産農林部	水産農林政策課 農林振興課
意見	水産農林部	水産農林政策課 水産振興課 農林振興課 水産センター

5 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
農林振興課	<p>3. 長崎びわ産地振興対策事業費補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する長崎びわ産地振興対策事業費補助金に関しては、個別の交付要綱が制定されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである。</p>	<p>平成 30 年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>
農林振興課	<p>4. 農業振興施設整備事業費補助金（長崎びわ産地再生施設） (2) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する省力化品質向上資材導入支援事業費補助金に関しては、個別の交付要綱が制定されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市びわ優良新品種推進事業費補助金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市びわ優良新品種推進事業費補助金交付要綱を制定した。（令和元年 11 月 29 日告示第 713 号）</p>
農林振興課	<p>10. 経営所得安定対策推進費 (2) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本補助金は、国や県が関係する補助金であるため、国や県の補助金交付要綱はあるものの、長崎市の補助金交付要綱は制定されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱を制定した。（令和元年 12 月 27 日告示第 775 号）</p>

所属名	指摘	措置
農林振興課	<p>12. 長崎びわ災害リスク管理支援費補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する長崎びわ災害リスク管理支援費補助金に関しては、個別の交付要綱が制定されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎びわ災害リスク管理支援費補助金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎びわ災害リスク管理支援費補助金交付要綱を制定した。（令和元年 11 月 20 日告示第 698 号）</p>
水産農林政策課	<p>15. 長崎市地産地消振興公社運営費補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する長崎市地産地消振興公社運営費補助金は運営費補助であるところ、支払根拠となる個別要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市地産地消振興公社運営費補助金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市地産地消振興公社運営費補助金交付要綱を制定した。（令和元年 9 月 30 日告示第 591 号）</p>
農林振興課	<p>17. 農業経営改善支援体制整備費 (2) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する担い手育成総合支援協議会運営費補助金は運営費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市農業団体運営費補助金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市農業団体運営費補助金交付要綱を制定した。（令和元年 11 月 7 日告示第 674 号）</p>

所属名	指摘	措置
農林振興課	<p>20. 農業金融対策事業 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>各事業のうち、農業経営基盤強化資金利子補給補助金に関しては支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱を制定した。（令和2年2月26日告示第52号）</p>
農林振興課	<p>22. 長崎市農業振興会補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する長崎市農業振興会補助金は運営費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市農業団体運営費補助金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市農業団体運営費補助金交付要綱を制定した。（令和元年11月7日付長崎市公告第674号）</p>
農林振興課	<p>22. 長崎市農業振興会補助金 (3) 暴排誓約書の取付け不備について</p> <p>補助金の交付対象者が暴力団等反社会的勢力でないことの重要性は言うまでもなく、長崎市暴力団排除条例（平成24年12月20日 条例第59号）において、暴力団を給付金の交付の相手方から除外するため必要な措置を講ずるものとする（同12条）とともに、補助金等の交付にあたっては、長崎市補助金等交付規則において、</p>	<p>令和元年度から暴力団等の排除に関する誓約書の提出を求めることとした。</p>

所属名	指摘	措置
	<p>暴力団等でないことを確認の上交付することとしている（同 2 条の 2 第 2 項）。確認方法については、平成 30 年度においては、支出先が①長崎市の外郭団体である場合、②法令上の根拠を有する公益的団体である場合及び③定款に暴力団等が構成員になり得ないことを規定している場合等についてはいずれもスクリーニングされているとして確認不要とし、その余については、県警への照会又は暴力団等の排除に関する誓約書（以下、「暴排誓約書」という。）の提出により確認するものとしている。なお、当該年度において、県警への照会又は暴排誓約書の提出いずれかを採用すべきか、また、暴排誓約書の定型書式等についてはいずれも全庁的に示されておらず、所管課ごとの対応に委ねられていた。本事業においては、「長崎市農林振興課が事務局として一切の運営を行っている団体であり、暴力団関係者の恐れがない」として、県警への照会又は暴排誓約書の提出のいずれも実施していなかった。暴力団等反社会的勢力の撲滅は市民生活の安全・安心確保を図るための悲願であり、公金がかかる団体や構成員に支出されることのないよう、細心のチェックは実施すべきである。なお、平成 31 年 4 月付「長崎市補助金等交付にかかるガイドライン」では、反社確認の要領及び暴排誓約書の統一書式が示されており、これに基づき令和元年度以降は励行されるべきである（なお、令和元年度においては暴排誓約書の取付けを実施している。）。</p>	

所属名	指摘	措置
農林振興課	<p>23. 長崎市認定農業者連絡協議会補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する長崎市認定農業者連絡協議会補助金は運営費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市農業団体運営費補助金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市農業団体運営費補助金交付要綱を制定した。（令和元年 11 月 7 日告示第 674 号）</p>
農林振興課	<p>23. 長崎市認定農業者連絡協議会補助金 (3) 暴排誓約書の取付け不備について</p> <p>補助金の交付対象者が暴力団等反社会的勢力でないことの確認方法につき、「長崎市農林振興課が事務局として一切の運営を行っている団体であり、暴力団関係者の恐れがない」として、県警への照会又は暴排誓約書の提出のいずれも実施していなかった。暴力団等反社会的勢力の撲滅は市民生活の安全・安心確保を図るための悲願であり、公金がかかる団体や構成員に支出されることのないよう、細心のチェックは実施すべきである。なお、平成 31 年 4 月付「長崎市補助金等交付にかかるガイドライン」では、反社確認の要領及び暴排誓約書の統一書式が示されており、これに基づき令和元年度以降は励行されるべきである。（なお、令和元年度においては暴排誓約書の取付けを実施している。）</p>	<p>令和元年度から暴力団等の排除に関する誓約書の提出を求めることとした。</p>

所属名	指摘	措置
農林振興課	<p>26. 環境保全型農業推進費 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する環境保全型農業支払交付金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱を制定した。（令和元年 11 月 20 日告示第 697 号）</p>
農林振興課	<p>27. 有害鳥獣対策費 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する長崎市有害鳥獣対策協議会運営費補助金は運営費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである。この点、有害鳥獣対策については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 2 条の 2 において、市町村がその区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、被害防止計画の作成や当該計画に基づく被害防止施策の実施等の必要な措置を適切に講じるよう努めるものと規定されており、地方財務実務提要においては、任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合に、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合は負担金として解釈されている。協議会は、有害鳥獣対策という市が一定の責務を負う施策を関係団体と連携して実施するために任意に構</p>	<p>令和元年度から、事業の主旨を踏まえ、負担金としての取扱いに変更した。</p>

所属名	指摘	措置
	<p>成した団体であり、その活動経費は協議会の総会において決められた額を構成各団体が支出することから、令和元年度から負担金として支出している。</p>	
<p>農林振興課</p>	<p>29. 中山間地域等振興推進費 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する中山間地域等直接支払交付金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市中山間地域等直接交付金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市中山間地域等直接交付金交付要綱を制定した。（令和元年11月7日付告示第673号）</p>
<p>農林振興課</p>	<p>30. 多面的機能推進費 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する多面的機能支払交付金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市多面的機能支払交付金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市多面的機能支払交付金交付要綱を制定した。（令和元年9月27日告示第582号）</p>

所属名	指摘	措置
水産振興課	<p>40. 水産種苗放流等事業費負担金・補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する水産種苗放流事業費補助金等はいずれも事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市水産種苗放流等事業費補助金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市水産種苗放流等事業費補助金交付要綱を制定した。（令和元年9月27日告示第585号）</p>
水産振興課	<p>41. 悪質密漁監視事業費補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する悪質密漁監視事業費補助金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである。（なお、令和元年度において、予算の適切な執行のため当該事業の目的や内容の精査を行い、補助金から負担金に見直し済みとのことである）</p>	<p>予算の適切な執行のため、当該事業の目的や内容の精査を行い、令和元年度に補助金から負担金に見直し済みである。</p>
水産振興課	<p>42. 海底浄化推進事業費負担金・補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する補助金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべ</p>	<p>令和元年度に、長崎市海底浄化推進事業費補助金交付要綱を制定した。（令和元年11月13日告示第682号）</p>

所属名	指摘	措置
	<p>く要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市海底浄化推進事業費補助金交付要綱）。</p>	
水産振興課	<p>48. 新規漁業就業促進費 (1) 原本の確認・管理方法について</p> <p>長崎市が管理する原簿（領収書の写し）に手書きの追記がなされていたが、領収書原本に記載されていない事項の追記であり、原本と管理書類が整合せず管理方法として不適切である。また、手書きの追記は、担当課において実施したものではないとの回答であり、事業実施者が写しの提出時に写しそのものに追記したとすれば、原本に追記したものを写しとして提出させるべきであり、原本確認方法としても不適切である。保管方法、原本確認方法につき検討すべきである。</p>	<p>領収書の取扱いについて、原本と副本に相違がないことを確認するよう部内の会議において各所属へ周知した。</p>
水産振興課	<p>54. 西彼南部漁業協同組合運営費補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する西彼南部漁業協同組合運営費補助金は運営費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。過去 5 年間の補助金額は同一金額である。一旦交付されると既得権化してしまい、打ち切りの判断が難しく、結果としてその交付が長期にわたることがあるため、漫然と同じ補助が継続することが無いように、その必要性及び効果の定期的な検討の仕組みが必要であると考え（なお、令和元年度において、当該事業の目的や内容の精査を行い、補助金を廃止しているとのことである。）。</p>	<p>令和元年度において、当該事業の目的や内容の精査を行い、補助金を廃止した。</p>

所属名	指摘	措置
水産振興課	<p>55. 長崎県漁業無線協会運営費補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する長崎県漁業無線協会運営費補助金は運営費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度において、当該事業の目的や内容の精査を行い、補助金を廃止しているとのことである。）。</p>	<p>令和元年度において、当該事業の目的や内容の精査を行い、補助金を廃止したため、要綱は制定していない。</p>
水産振興課	<p>57. 新水産業収益性向上・活性化支援 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>県の「新水産業経営力強化事業 要綱・基準・要領」はあるものの、市の要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市新水産業経営力強化事業費補助金交付要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎市新水産業経営力強化事業費補助金交付要綱を制定した。（令和元年9月26日告示第576号）</p>
水産振興課	<p>67. 水産物首都圏展示商談会支援費 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出する水産物首都圏展示商談会支援費補助金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、</p>	<p>令和元年度に、長崎市水産物展示商談会出展費補助金交付要綱を制定した。（令和2年1月6日告示第777号）</p>

所属名	指摘	措置
	令和元年度に制定：長崎市水産物展示商談会出展費補助金交付要綱)。	
水産振興課	<p>68. さかな祭開催費補助金 (1) 補助金交付要綱の整備について</p> <p>本事業で支出するさかな祭開催費補助金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎さかな祭り開催費補助金要綱）。</p>	<p>令和元年度に、長崎さかな祭り開催費補助金交付要綱を制定した。（令和元年9月27日告示第583号）</p>

所属名	意見	措置
農林振興課	<p>2. 長崎びわ産地活性化推進協議会負担金 (1) 成果指標の設定について</p> <p>本個別施策には成果指標を設定していないため、その達成度を測る尺度が存在しない。成果指標を設定し、事業の妥当性を継続的に確認するプロセスを組むことが望ましい。</p>	<p>第四次総合計画後期基本計画において、令和2年度から成果指標として「会議出席回数：10回」を設定した。</p>
農林振興課	<p>3. 長崎びわ産地振興対策事業費補助金 (2) 成果指標の設定について</p> <p>本個別施策には成果指標を設定していないため、その達成度を測る尺度が存在しない。成果指標を設定し、事業の妥当性を継続的に確認するプロセスを組むことが望ましい。</p>	<p>平成30年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>
農林振興課	<p>4. 農業振興施設整備事業費補助金（長崎びわ産地再生施設） (1) 予算決算の乖離について</p> <p>平成28年度より、予算額を約4,500万円へと大幅に増加している。平成28年度決算は予算に近い補助金交付があったものの、平成29年度、平成30年度はその予算額と決算額の差額の乖離が大きくなっている。これは平成28年の1年で簡易ハウスの設備需要が落ち着いたことと、平成30年度は雪の被害でほとんど実施できなかったことに起因し、やむを得ない事情ではあるものの、実態に見合った予算計上ができるよう努力することが望ましい。なお、平成31年度（令和元年度）は、びわ寒害対策施設整備事業の終期が到来したため、当該事業での当該補助金予算は計上していない。</p>	<p>令和元年度予算から、事業主体からの計画を精査し、予算計上を行っている。（令和元年度予算 1,723,000円、令和元年度決算見込み 1,591,000円）</p>

所属名	意見	措置
農林振興課	<p>7. 水仙栽培推進事業費補助金 (1) 予算決算の乖離について</p> <p>本事業は平成 28 年度より毎年 600,000 円の予算を計上しているが、実際の決算額は最も金額的に多額な年度で 146,704 円と、その乖離が大きい状況にある。予算と決算の乖離の要因は、水仙栽培を拡大しようとする事業者の高齢化により、栽培拡大そのものが困難であることに起因する。この点、水仙栽培農家との連携により、実態に伴った予算計上を行うことが望ましい。また、交付実績の件数、金額ともに僅少であるため、当該補助金に対するニーズを再度確認する必要があると考える。なお、令和元年度予算から、事業主体からの計画を精査し、予算計上を行っている。（令和元年度 230,000 円、令和 2 年度 100,000 円）。</p>	<p>令和元年度予算から、事業主体からの計画を精査し、予算計上を行っている。（令和元年度 230,000 円、令和 2 年度 100,000 円）</p>
農林振興課	<p>8. 長浦西瓜振興事業費補助金 (1) 補助金交付に対する検証</p> <p>本補助金は長崎西彼農協琴海地区瓜類研究会へ毎年 2 度の補助金交付を行っている。そもそも予算をあまりとっていない関係もあるが、年間数十万円程度の補助金を支給することで、農業の改善につながるのか、適時な評価及び判断を行う事が望ましい。</p>	<p>平成 30 年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>

所属名	意見	措置
農林振興課	<p>9. 農業振興計画推進費 (1) 成果指標の設定について</p> <p>本個別施策における成果指標として、1戸当たりの農産物販売額を設定しているが、これは農業振興プランとしての成果指標であり、本個別施策の成果指標として設定するには大きすぎると考える。本個別施策は後期計画の取組報告、進捗検証を行うものであるため、その成果指標としては会議開催数など、個別施策の達成度合いそのものを図れる指標に変更することが望ましい。</p>	<p>第四次総合計画後期基本計画において、本事業は、令和2年度から「農業振興計画策定費」に名称を変更しているが、その成果指標として「審議会の開催回数：5回」を設定した。</p>
水産農林政策課	<p>15. 長崎市地産地消振興公社運営費補助金 (4) 補助金額に変動がない場合の検討</p> <p>(一財)長崎市地産地消振興公社は長崎市の外郭団体であるところ、補助開始後10年以上を経過していることから、客観的に見て既得権化しているのではないかとの批判もあり得るところである。当該団体の運営費が公金で賄われていることに鑑み、仮にそうした批判がなされた場合には市としては説明責任を果たすべき立場にあるので、一定の年数を経過するたびに、ゼロベースからの検討を行い、補助金の継続が必要な理由を検証すべきである。</p>	<p>長崎市補助金等交付に係るガイドラインに基づき、令和元年度に制定した長崎市地産地消振興公社運営費補助金交付要綱の終期を令和6年3月31日に設定した。</p>

所属名	意見	措置
水産農林政策課	<p>15. 長崎市地産地消振興公社運営費補助金 (5) 適時適切な申請の履践</p> <p>「みさき駅さんわ」では、レジが混雑することからレジの増設の要望を顧客から受けていたところ、平成 21 年度に直売所コーナーの室内が狭く、レジ機の増設ができないために、室外にレジ機が増設された。同増設に際し、テント及び簡易の屋根が設置されたものの、建築確認申請は不要と誤解されて同申請がなされないままであった。これに対し、平成 29 年度になって、長崎市建築指導課に建築確認申請書の提出が必要か確認したところ、提出するように指示があり、同 30 年度に建築確認申請のうえ、屋根・壁付で基礎工事を行い、結果的に建築基準法に適合するようになったものではあるが、本来とるべき手続きのチェックを怠ったという批判を受けかねず、事故が生じた場合の責任を負う立場でもあるので、今後同じようなことが生じないように指導すべきである。</p>	<p>公社の事業実施にあたっては長崎市への事前相談を行い、必要な手続きに漏れが無いよう指導を行った。</p>
農林振興課	<p>16. 栽培技術指導支援事業費 (1) 成果指標に関して</p> <p>本施策は個別指標として農業アドバイザーの派遣数を 20 件と設定しているが、本年度の実績は 1 件である。前年度 2 件、前々年度 3 件と、有効に利用されているとは言い難い。対象者に利用されていない理由を分析し、より魅力的な制度を設定するのが望ましい。</p>	<p>平成 30 年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>

所属名	意見	措置
農林振興課	<p>16. 栽培技術指導支援事業費 (2) 拠出金が課税対象にある可能性について</p> <p>一般的に消費税込みの金額で補助金等を交付する場合、その補助対象者が消費税申告対象者であり、かつ一定の条件を満たす場合は、消費税仕入控除税額相当額を長崎市に返還しなければならないこととなる。長崎市は本事業における拠出金は謝金であるため消費税の課税対象ではないと整理しているが、謝金の支払対象は登録された農業アドバイザーに対してであり、農業アドバイザーが反復的に営利を目的として指導している場合は謝金ではなく外注費として課税対象になる可能性があるため、この点慎重な判断が必要である。なお、本事業は平成 30 年度をもって廃止されており、将来に対しての影響はない。</p>	<p>本事業は、農業士が農業経験の乏しい新規就農者などに対し、技術指導を行い、農業振興を図るものであり、実績から反復的指導は行っていないため、課税対象ではないと判断している。なお、平成 30 年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>
農林振興課	<p>17. 農業経営改善支援体制整備費 (1) 成果指標の設定について</p> <p>本個別施策には成果指標を設定していないため、本個別施策の達成度合いを測る尺度が存在しない。そのため、成果指標を設定することが望ましい。</p>	<p>第四次総合計画後期基本計画において、令和 2 年度から成果指標として「認定農業者における年間農業所得目標達成者数：年 25 人」を設定した。</p>
農林振興課	<p>22. 長崎市農業振興会補助金 (2) 対象経費の明確化等の見直しの必要性について</p> <p>運営費補助として一定金額を一律に交付する定額補助方式が採用されており、その用途が不明であって、客観的に見て補助金のばらまきではないかという批判もあり得るところである。平成 30 年度までは要綱が制定されておらず、旅費等を補助対象経費とする場合においては、その範囲や額について長崎市の旅費支払の基準に準じた取扱いとすべきである。</p>	<p>令和元年度に、長崎市農業団体運営費補助金交付要綱を制定し、補助対象経費を明記し、明確化した。 (令和元年 11 月 7 日告示第 674 号)</p>

所属名	意見	措置
農林振興課	<p>24. 農業振興施設整備事業費補助金（農業新規参入促進施設） (1) 報告書への記載不足について</p> <p>補助対象者ごとの記録資料を確認したところ、添付されている同報告書の記載において、事業の成果欄の記載が少なく、簡易すぎるものも見受けられた。本事業の申し込みの際、同申込書の記載事項として、「本事業活用の目的及び今後の農業経営の展開」を記載することとされており、当該記載欄を具体的に記載させるとともに、同記載に対する結果の検証として、報告書の内容も十分な記載を求めるべきである。</p>	<p>令和元年度の補助対象者から事業申込書の「本事業活用の目的及び今後の農業経営の展開」の記載内容は計画を具体的に記載するように指導を行っている。また、報告書については、単年度事業のため、事業による施設・機械の導入直後の実績と成果は記載できるが、導入の効果があらわれる数年後（今後）の検証成果までは記載できないものの、報告書の内容も記載できる範囲で十分な記載を求めるよう指導を行っている。</p>
農林振興課	<p>26. 環境保全型農業推進費 (3) 交付主体が市であることを自覚</p> <p>本事業は、国・県の財源を活用して交付する補助金であるところ、その交付決定については、あくまでも交付主体である市が責任を負うべきものであるから、国・県との協調事業であることのみをもって、安易に交付決定を行うことがないように留意すべきである。</p>	<p>事業計画に基づき実施しているか毎年実施状況確認を行い、交付金を交付している。</p>
農林振興課	<p>29. 中山間地域等振興推進費 (2) 活動違反発覚時の対応について</p> <p>集落協定において、協定対象の集落によって本事業の趣旨に沿った活動がなされない場合の対応が明記されていない。仮に活動がなされない場合や市への報告に虚偽があることが判明した場合には、同協定対象の集落に対して返金を求める場合があることも想定すべきであり、集落協定にあらかじめ対応の仕方を明記しておくべきである。</p>	<p>令和元年11月7日付長崎市公告第673号で制定した長崎市中山間地域等直接交付金交付要綱において、事業計画に定める活動をしなかった場合の交付金の返還要件を定めた。</p>

所属名	意見	措置
農林振興課	<p>29. 中山間地域等振興推進費 (3) 交付主体が市であることを自覚</p> <p>本事業は、国・県の財源を活用して交付する補助金であるところ、その交付決定については、あくまでも交付主体である市が責任を負うべきものであるから、国・県との協調事業であることのみをもって、安易に交付決定を行うことがないように留意すべきである。</p>	<p>事業計画に基づき実施しているか毎年実施状況確認を行い、交付金を交付している。</p>
農林振興課	<p>30. 多面的機能推進費 (2) 交付主体が市であることを自覚</p> <p>本事業は、国・県の財源を活用して交付する補助金であるところ、その交付決定については、あくまでも交付主体である市が責任を負うべきものであるから、国・県との協調事業であることのみをもって、安易に交付決定を行うことがないように留意すべきである。</p>	<p>事業計画に基づき実施しているか毎年実施状況確認を行い、交付金を交付している。</p>
水産振興課	<p>35. 農山漁村地域整備交付金事業費（海岸堤防等老朽化対策） (1) 不正確な記載事項</p> <p>長寿命化計画策定に関する業務委託報告書を確認したところ、業務請負業者の業務実施方針に関して、実際には、平成30年5月策定の国の「海岸保全施設維持管理マニュアル」に準拠しているものの、平成26年3月策定のものに準拠しているという記載であった。点検項目の相違等、報告書の内容事項に関わる事項であり、可能な限り、報告書の受領時に精査して確認、訂正を求めるべきである。</p>	<p>受注者が提出した業務実施方針の国のマニュアル策定時期を確認し、修正させるとともに、課内の担当職員に再発防止のための周知を図った。</p>

所属名	意見	措置
水産センター	<p>37. 水産センター施設整備事業費 水産センター（牧島） (1) 生産効率を考慮した修繕の必要性の検討</p> <p>水産センター（牧島）及び水産センター高島事業所の施設はいずれも老朽化しており、生産性と安全性の向上を図るためには、適時適切に修繕等を行う必要がある。現状、修繕等が必要なものは複数あるが、予算も限られるため、予算も考慮しながら、優先順位の高いものから施設の整備が行われているとのことである。「44 高島水産種苗生産費」で記載のとおり、施設の老朽化が生産効率低下の原因の一つとなっていることも考慮し、今後の施設運営を検討する必要があると考える。</p>	<p>現在の種苗の需要に対し、ひとつの施設で生産が可能な状況等を踏まえ、令和3年度から施設を牧島の1箇所に集約しており、令和2年度からは牧島の再整備にかかる基本計画を策定に向けて取り組んでいる。その中で生産効率等も考慮した施設のあり方も検討する。</p>
水産振興課	<p>39. 沿岸漁場藻場環境調査費 (1) 成果指標の設定について</p> <p>本個別施策には成果指標を設定していないため、その達成度を測る尺度が存在しない。調査の範囲・頻度、調査の進捗率を成果指標として設定することも検討すべきである。</p>	<p>平成30年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>

所属名	意見	措置
水産振興課	<p>39. 沿岸漁場藻場環境調査費 (2) 事業委託業者の選定方法について</p> <p>漁場環境調査業務の実施にあたり、平成 31 年 2 月 27 日が決裁日かつ 3 者への見積り依頼日、同年 3 月 5 日が契約日であったことを受け、特定の 3 者を見積り業者として選定した理由について聴取した。その結果、支出予定額が 50 万円であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び長崎市契約規則第 21 条第 6 号の規定に基づき、随意契約を締結したこと、及び、長崎市業務委託基準に基づき、3 者から見積書を徴取したとの回答を得た。この点については、法令上の根拠に基づくものであり、特に問題は見受けられなかった。また、3 者の選定基準として、潜水調査により生物の生息状況を調査、分析を行うという特殊な業務であることから、当該業務又は類似する業務の履行実績がある業者を選定したとの回答であり、合理的な理由といえる。</p> <p>他方、見積額につき、実際の事業委託業者以外の 2 者が予算額を大きく上回るなか、事業委託業者は予算とほぼ同額で見積もりを提出し、かつ、過去 5 年連続で受託していた。前年度に契約した業者から参考見積書を徴取の上支出予定額を決めていること、支出予定額は非公表であり見積書を提出した業者のうち最も安価の見積書を提出した業者と契約していることが理由との回答を得たが、5 年連続かつほぼ同額で同一業者が受注していることから、特殊な業務であるのは前提としつつも、競争性の確保の観点から業務を履行可能な業者の把握に努め、前年度業務を受託した業者以外の見積依頼業者を毎年異なる業者に変更するなどを含め、業務発注の経緯に疑義が生じない事務処理について検討すべきである。</p>	<p>平成 30 年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>

所属名	意見	措置
水産振興課	<p>39. 沿岸漁場藻場環境調査費 (3) 事業実施内容について</p> <p>本事業については一定調査が完了したことから、平成 30 年度をもって事業を廃止しているとのことであった。本事業の問題点として、現在の事業規模では調査可能な面積が限られており広域的な調査には長期的な実施が必要であること、有用生物の定着が見られない漁場は引き続き経過観察するとともに藻場回復の取組や種苗放流など資源増大に努める必要があるとされるが、例年同様の意見が付されているところであり、より効果的な調査の実施を検討すべきである。</p>	<p>平成 30 年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>
水産振興課	<p>42. 海底浄化推進事業費負担金・補助金 (2) 成果指標の設定について</p> <p>本事業について、成果指標の設定がされていないが、閉鎖性海域である大村湾（形上湾内）及び橘湾の海底を耕うんし、魚介類の住み良い環境づくりを行い、漁獲高の増加を図ることを目的としているため、漁獲量や推定した魚介類の資源量を成果指標として採用してはどうかと考える。</p>	<p>第四次総合計画後期基本計画において、令和 2 年度から成果指標として、「たちばな漁協：712,737kg」、「大村湾漁協：85,400kg」を設定した。</p>

所属名	意見	措置
水産センター	<p>44. 高島水産種苗生産費 (4) 水産センター高島事業所での種苗生産の必要性について</p> <p>(株)長崎高島水産センターに対して、水産センター(牧島)での業務の一部委託(ヒラメ、トラフグ、シマアジの3魚種)及び水産センター高島事務所でのすべての魚種の生産委託(ヒラメ、カサゴ)を行っている。</p> <p>ヒラメについては水産センター(牧島)、高島事業所いずれでも生産を行っているが、高島事務所では水産センター(牧島)と比較して毎年生産達成率が著しく低い。また、カサゴについては、生産が容易な魚種であることを考えると、高島事務所において種苗生産を行う意義、ひいては事業所の存在価値が、開設時当時からすると薄れているのではないかと思われる。</p> <p>生産達成率が低い原因の一つとして、高島事務所の施設老朽化が毎年のようにあげられているが、高島事務所の施設は今後さらに老朽化し、修繕費用が必要になってくることが予想されるため、生産効率や安全性の確保のためにも、水産センター(牧島)との統合なども視野に入れて事業計画を考える必要がある。</p>	<p>2つの施設の老朽化が進む中、現在の種苗の需要に対し、ひとつの施設で生産が可能な状況等を踏まえ、令和3年度から牧島に集約した。</p>
水産振興課	<p>47. 離島漁業再生支援交付金事業費 (1) 成果指標の設定について</p> <p>本事業は、多岐にわたる漁業集落の活動経費について助成するものであるが、成果指標がないことにより、助成の範囲、事業目的との関係での効率性など不明確な部分が多い。そのため、漁場の再生や漁場の生産力の向上に資する活動を設定した上で、当該活動の頻度等の目標を定めることも成果指標として検討すべきである。</p>	<p>第四次総合計画後期基本計画において、令和2年度から成果指標として、「漁業活性化に取り組む漁業者数：5人」を設定した。</p>

所属名	意見	措置
水産振興課	<p>54. 西彼南部漁業協同組合運営費補助金 (2) 成果指標の設定について</p> <p>本個別施策には成果指標を設定していないため、その達成度を測る尺度が存在しない。成果指標を設定し、事業の妥当性を継続的に確認するプロセスを組むことが望ましかった。</p>	<p>平成 30 年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>
水産振興課	<p>55. 長崎県漁業無線協会運営費補助金 (2) 補助金交付の必要性</p> <p>(一社) 長崎県漁業無線協会には水産庁の漁船安全情報伝達迅速化事業補助金として約 3,000 万円が交付され固定資産（通信機器）の購入に充てられている。他方、本事業の補助金の趣旨は、協会全体の運営事業に対する支援としての位置づけであることから、上記水産庁からの補助金との重複の可能性、補助金の性質につき監査をしたが補助金等交付申請に際して添付すべき平成 29 年度収支決算書及び平成 30 年度収支予算書上からは水産庁の補助金にかかる記載はない。適切な補助金の交付のためにも設備投資の現況につき同協会から事実聴取等を行うことも検討すべきであったと考えられる。また、昭和 55 年度からこれまで運営費補助金を毎年交付しているところ、平成 28 年度以降、同協会の収支は黒字であること、補助金の規模は縮小してはいるものの内部留保の金額が補助金額を超える額となっていること、使途を明確にしない運営費補助の性質等に鑑みれば、本事業の補助金の目的は達成されたとみられ、今後の補助金の支出については見直すべきである。なお、平成 28 年度から平成 30 年度にかけ 3 期連続で収支決算が黒字となった現状から財政状態が健全であり運営費補助金がなくても運営が可能と判断できるとし、令和元年度以降、本事業の補助金を廃止しているとのことである。</p>	<p>令和元年度において当該事業の目的や内容の精査を行い、補助金を廃止している。</p>

所属名	意見	措置
水産振興課	<p>56. 漁業協同組合あり方検討推進費 (1) 成果指標の設定について</p> <p>本個別施策には成果指標を設定していないため、その達成度を測る尺度が存在しない。成果指標を設定し、事業の妥当性を継続的に確認するプロセスを組むことが望ましい。</p>	<p>第四次総合計画後期基本計画において、令和2年度から成果指標として、「検討会の開催回数：4回」を設定した。なお、令和2年度をもって当該事業の目的や内容の精査を行い、事業を廃止した。</p>
水産振興課	<p>62. 旬の魚イベント拡大支援費 (1) 成果指標の設定について</p> <p>本個別施策には成果指標を設定していないため、その達成度を測る尺度が存在しない。成果指標を設定し、事業の妥当性を継続的に確認するプロセスを組むことが望ましい。</p>	<p>第四次総合計画後期基本計画において、令和2年度から成果指標として、「長崎市農水産物の市民認知度（水産物）：87.4%」を設定した。</p>
水産農林政策課	<p>63. ながさきの「食」推進費 (1) 事業目的との関連性について</p> <p>食育推進する団体との間での打合せや協議内容等を資料上で明確に確認することができず、事業ごとの目的や目的達成に向けた事業内容に曖昧な面が見受けられる。適切な成果の検証を行う上でも、事業ごとの目的や目的達成に向けた事業内容を明確にすべきといえる。</p>	<p>第四次総合計画後期基本計画の個別施策C7-3の取組方針として、食育体験の推進を定めており、これに沿って、「食」の大切さについて市民が理解を深めるための事業を実施している。</p>

所属名	意見	措置
水産農林政策課	<p>66. 道の駅夕陽が丘そとめ運営費 (2) 仕様書記載事項の検討</p> <p>「長崎市道の駅夕陽が丘そとめ指定管理者業務仕様書」第 10 条 (2) には、「指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。」と規定されている。同ただし書きに関し、市のみに帰責事由がある場合は格別、双方に帰責事由がある場合に指定管理者が免責されるかのような規定には疑問がある。同仕様書において指定管理者にも保険加入を求めていることから、双方に帰責事由がある事案が生じた場合には双方の責任割合に応じた賠償責任を果たすべきであり、「双方の責めに帰すべき事由による場合は」との規定部分は削除すべきである。</p>	<p>第三者への賠償については、令和元年度の募集要項において「施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第 2 条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。」と改めた。</p>
水産振興課	<p>68. さかな祭開催費補助金 (2) 成果指標の設定について</p> <p>本個別施策には成果指標を設定していないため、その達成度を測る尺度が存在しない。成果指標を設定し、事業の妥当性を継続的に確認するプロセスを組むことが望ましい。</p>	<p>第四次総合計画後期基本計画において、令和 2 年度から成果指標として、「来場者数：31,000 人」を設定した。</p>